

日本武道学会剣道専門分科会会則

平成 11 年 9 月 9 日制定

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、日本武道学会剣道専門分科会と称する。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は、剣道の科学的・実践的研究並びに指導法の研究等を行い、それらの成果を踏まえて剣道の普及発展に寄与する。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究発表会、講演会等の開催
2. プロジェクト研究等の推進
3. 研修会、会員相互の情報交換
4. 情報発信
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

第 4 条 本会の会員は、日本武道学会正会員で第 2 章の目的及び事業に賛同する者、名誉会員及び日本武道学会正会員の推薦により、幹事会が承認した者とする。

第 5 条 会員は、年度会費 2,000 円を納入しなければならない。

第 6 条 2 年間連続して年会費を未納の者で、督促に応じない場合は、会員資格を失うものとする。

第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 幹事 選挙による選出 10 名、会長推薦による選出若干名
副会長 若干名 監事 2 名

第 8 条 役員は任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 9 条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。会長、副会長は再任を妨げない。

第 10 条 会長、副会長は幹事会の推薦に基づき総会において承認する。

第 11 条 幹事は幹事会を組織して本会の業務を議決し、執行する。

1. 幹事長は幹事会を代表し、会務を掌理する。

第 12 条 監事は本会の業務執行状況並びに会計を監査する。

第 13 条 幹事の選出は、会員の選挙によって、会長および顧問・参与を除く被選挙人名簿のなかから 10 名を選出する。なお、必要に応じて会長推薦の若干名を選出することができる。

第 14 条 幹事長は幹事の互選により選出し、監事は幹事会で選出する。

第 15 条 本会の事務を担当するために、事務局を置く。事務局は幹事会において選出された事務局代表が所属する機関に置く。

第 16 条 本会には、顧問および参与を置くことができる。顧問は、本会会長・副会長経験者等から推薦する。参与は、幹事・監事として本会の運営に功績のあった会員から推薦する。顧問および参与は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 会 議

第 17 条 本会の会議は総会、幹事会とする。

第 18 条 総会は会長が招集し、年 1 回これを開き、当日出席の会員を以て構成し、議事は出席者の過半数の賛同によって決する。また、会員の 5 分の 1 以上から総会の招集を請求されたとき、臨時総会を開くことができる。

2. 総会は次の事項を行う。

1. 会長・副会長の承認
2. 会務の報告
3. 予算・決算の承認
4. 会則の変更
5. その他、重要事項

第 19 条 幹事会は幹事長がこれを招集し、幹事現在数の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。ただし、当該議事についてあらかじめ書面を以て意思表示した者は出席者とみなす。

2. 幹事会は次の事項を行う。

1. 事業報告並びに収支決算の審議
2. 事業計画並びに収支予算の審議
3. 総会への提案事項及び総会から委託された事項の審議
4. その他、必要な事項

付則

1. 本会則は平成 11 年 9 月 9 日から施行する。
2. 本会則は平成 16 年 8 月 27 日に一部改正。
3. 本会則は平成 20 年 8 月 30 日に一部改正。
4. 本会則は平成 23 年 5 月 28 日に一部改正。
5. 本会則は平成 26 年 9 月 11 日に一部改正。